

## 横須賀市犯罪被害者等基本条例の制定に関する説明資料

### 1. 条例について

#### (1) 条例制定の必要性

日々、安心して暮らすことは誰もが当たり前 enjoymentすべきことでもあります。犯罪被害者はその当たり前を突如として奪われてしまいます。人は、ひとたび犯罪に遭うと身体的、精神的そして経済的影響を被り、それらの影響は被害者本人にとどまらず家族や関係者にも及び、かつ、その影響が解消されるまでに長期間を要することがあり、さらには解消されない場合もあり、犯罪被害者等への対応は決して十分とはいえません。

そこで、本条例の制定により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる社会を実現していきたいと考えています。

#### (2) 条例策定過程の特徴

犯罪被害者等基本条例検討協議会において、外部委員として神奈川県、神奈川県警及び茅ヶ崎市の犯罪被害者等支援の担当者、神奈川被害者支援センター所長、神奈川県立保健福祉大学の2名の教授、犯罪被害者ご本人の1名及びご遺族の4名から参考意見を聴取し、その思いを共有するとともに、それらを踏まえて条文検討を行いました。

#### (3) 条例の効果

条例を制定することにより、身近な行政機関として犯罪被害者等に長期にわたって支援の手を差し伸べ、寄り添う市の姿勢を示すとともに、見舞金の支給や心理カウンセリングの受診など、常に一定の水準の施策と支援につながります。

### 2. 議員提案による条例制定の意義

長(執行機関)が条例制定を検討する際に、その内容が複数の部局にまたがる場合、部局間での検討が進まないことも想定されますが、議員提案の政策条例の立案は、その調整を議員が担うといった点で効果的であると考えられます。

横須賀市議会では、これまでも議員発議による政策条例の制定実績は複数ありますが、あくまでも議員有志が検討を重ねて提出されたものでした。政策検討会議を中心に政策課題の選定から条例案の策定までを議会全体で取り組んで制定された条例としては、平成30年に制定された「横須賀市がん克服条例」、令和2年に制定された「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例」に続き、3例目となります。

### 3. 検討組織

#### (1) 政策検討会議

議員の任期（4年間）で検討すべき課題を決定し、実行計画を策定します。

#### (2) 課題別検討会議

政策検討会議で決定された課題について、具体的な協議を行い、政策条例案の策定や市長等への政策提言を行います。

#### (3) 透明性の確保

いずれの会議も公開としているため、議会における政策形成過程の透明性が確保されていると認識しています。

### 4. 検討経過

令和元年 5月 29日	政策検討会議での検討 各委員（会派）から提出された9件の課題について、協議を2回開催
令和2年 2月 7日	検討課題を「犯罪被害者等支援推進条例」と決定
令和2年 5月 7日	犯罪被害者等支援推進条例検討協議会の設置を決定 (検討途中に「犯罪被害者等基本条例検討協議会」へ名称変更)
令和2年 5月 14日	条例案策定に係る協議を開始 関係部局、専門家からの意見聴取など、述べ20回開催
令和3年 10月 14日	条例素案に対するパブリックコメント開始 市民等からの意見 3人、7件
令和3年 12月 14日	議員提出議案の提出 条例議案の可決（予定）